

監査等委員会における検討結果

1. 旧取締役 3 名に対する責任追及の訴えの提起について

監査等委員会は、現旧取締役（現任の監査等委員である取締役を除く。）19 名のうち、旧取締役 3 名について、責任追及の訴えを提起することを決定しました。

2. 現旧取締役 16 名に対する責任追及の訴えの不提起について

監査等委員会は、現旧取締役（現任の監査等委員である取締役を除く。）19 名のうち、上記のとおり責任追及の訴えを提起することとした 3 名を除くそのほかの現旧取締役 16 名について、責任追及の訴えを提起しないことを決定しました。

3. 今後の対応について

提訴対象とする旧取締役 3 名に関しては、今後準備が調い次第、損害賠償請求訴訟を提起します。

また、不提訴を決定した現旧取締役に関しては、会社法第 847 条第 4 項に基づき、本日、当社の個人株主 20 名の代理人へ通知書を送付します。

以 上

- ・別紙 1 - 1 : 現旧取締役に対する調査結果の概要

現旧取締役に対する調査結果の概要

【現旧取締役（現任の監査等委員である取締役を除く。）19名に対する調査結果】

（1）調査方法

監査等委員会は、提訴請求を受けた現旧取締役 22 名のうち現任の監査等委員 3 名を除く 19 名の責任の有無について、監査等委員 久我 英一を委員長とする調査委員会を設置し調査を実施しました。

具体的には、独立した利害関係のない立場にある社外弁護士に依頼し、関係資料の分析や現旧取締役へのヒアリングを行いました。また、調査委員会においても、さらに独自に現旧取締役を含む関係者にヒアリングを行いました。

（2）調査結果

調査委員会による調査の結果、監査等委員会は、対象者らの責任の有無について、以下のとおり判断を行いました。

①清水 希茂氏、瀧本 夏彦氏、渡部 伸夫氏

調査の結果、公正取引委員会の排除措置命令および課徴金納付命令を前提とすれば、清水氏・瀧本氏・渡部氏には、法令に違反する行為に直接関与したことによる任務懈怠責任、監視監督義務違反および内部統制システム構築・運用義務違反の責任が認められるものと判断しました。

当社は、公正取引委員会の排除措置命令・課徴金納付命令の取消訴訟を提起する方針ですが、取消訴訟の結果が確定するまでは両命令が有効であることに鑑み、両命令が指摘する独占禁止法違反を前提に上記 3 名について責任追及を行うこととしました。取消訴訟の結果によっては上記 3 名の責任原因についての主張を変更・撤回することがあり得ます。

②荻田 知英氏、小川 司徳氏、平野 正樹氏、松村 秀雄氏、松岡 秀夫氏、岩崎 昭正氏、芦谷 茂氏、重藤 隆文氏、畝川 寛氏、田村 浩章氏、内山田 邦夫氏、山下 正洋氏、神田 尚氏、北野 立夫氏、高場 敏雄氏、古瀬 誠氏

上記 16 名については、法令に違反する行為に直接関与した事実はなく、他の取締役および使用人の業務執行の適正につき疑念を差し挟むべき特段の事情も認められないと判断しました。

また、内部統制システム構築・運用義務違反に関する過失およびリニエンシーを利用しなかった過失については認められないものと判断しました。

(3) 提訴理由

調査の結果、公正取引委員会の排除措置命令および課徴金納付命令を前提とすれば、清水氏・瀧本氏・渡部氏に責任が認められる以上、監査等委員会は、現時点における請求金額の多寡を問わず厳正な対応を取ることが適切であると判断し、3名に対する損害賠償請求の訴えを提起することを決定しました。

会社に発生した損害（課徴金、補助金交付停止処分等の行政処分によって失った利益、社内調査費用）を請求しますが、損害賠償請求額は精査中です。

なお、このうち課徴金については、当社が提起することを決定している公正取引委員会の排除措置命令・課徴金納付命令の取消訴訟の結果によっては、課徴金の金額が変動する可能性があります。これに伴い、責任追及の訴えの提起にあたって会社が負担すべき訴訟費用等の一部が不要となる可能性もあるため、現時点で課徴金の全額を請求することはせず、当該訴訟の結果の確定をもって課徴金にかかる損害賠償請求の金額を確定させます。

また、官公庁による電力の入札資格停止処分により発生した逸失利益については、現時点で確定的な損害が生じているとは認められず、また損害額の特定が困難であると判断しました。

以 上